

序 言

率直に述べたいと思う。ソーシャルケースワークほど、非常にあいまいで時には積極的に誤ちを犯させるような一連の“原理”を課せられている職業は数少ない。書物には、ケースワーカーはクライアントを受容し、非審判的態度を維持し、クライアントの自己決定の権利を尊重しなければならない、と書かれている。さらにまた、他のバリエーション、即ち“許容”とか“非指示的”といったスローガンが掲げられている。しかし、実際にクライアントが部屋に入ってきてケースワーク関係が始まると、いかに非指示的であろうと努めても、ケースワーカーは自らが持っている価値観を窓の外に放り出してしまふことはできないし、また何らかの方法でクライアントを左右してしまうことを避けるわけにはいかない。そこで、われわれケースワークの仲間がこのような事実を立証する本を著わしたとしても、全く驚くにはあたらないのである（ハルモス Halmos, P., *The Faith of the Counselors*）。プロベーションや児童保護ケースワークに従事する人たちは、時には毅然とした権威的行為（authoritative action）を取らざるを得ない。しかし、これらのワーカーは、このような行為がケースワークの一過程として見做され得ないのではないか、さらには、ケースワーカーの役割とは相容れないのではないかとさえ、しばしば疑問を抱く。これも無理からぬところである。

本書の著者らは、この曖昧模糊としたテーマに敢然と取り組むことによって大きな貢献をなした。ケースワークを学ぶ学生諸君やそれを教える教師諸氏は、これによって思恵を受けるであろう。著者らは、権威（authority）には強制的なものからやさしく誘導的なものまでさまざまにニュアンスの異なるものがあるとし、“権威主義（authoritarianism）”を専門的な知識や技術から生じる“専門職権威（authoritativeness）”や“主導性（assertiveness）”とは区別している。この区別によって、ソーシャルワークが行われている諸領域を検索することが可能になり、権威がワーカーによって用いられているのであれ、あるいは単にクライアントによって（ワーカーのなかにあるものと）認められているものであれ、どのようなケースワークの場にも必ず何らかの権威が関わっていることを示し得るようになる。著者らはまた、ケースワークの各領域とクライアントの種々な欲求に特有な接近様式があることも明らかにした。この貴重な、しかしまだあまりよく知られていない領域を開拓したことに対し、二人の著者に深く感謝の意を表したい。

アーヴィン（Irvine, E. E.）